

佐賀県告示第三百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年九月二十八日から平成二十二年十月二十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月二十八日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 大木庭武雄線	嬉野市塩田町大字久間字桜谷丙三二 七八番地先から 嬉野市塩田町大字久間字桜谷丙三三 七八番二四地先まで	平成二二・九・二八